

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員			民 間			参 考 A/B
	職員数	平均年齢	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	17 人	42.9 歳	288,591 円	—	—	—	—
うち 運 転 手	3 人	42.6 歳	345,279 円	バス運転手	45.5 歳	334,100 円	1.03
うち 用 務 員	6 人	42.9 歳	282,420 円	用 務 員	53.9 歳	227,200 円	1.24
うち 調 理 員	7 人	42.5 歳	259,703 円	調 理 士	42.3 歳	221,400 円	1.17
うち 施設管理員	1 人	— 歳	— 円	—	— 歳	— 円	—

※職員数が1人の職種については、個人が特定されることから給与月額等の公表は差し控えさせていただきます。

※「平均給与月額」とは、平成19年4月分として支給すべきものであり、年間の平均支給額を表すものではありません。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しております。(平成16~18年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

(平成19年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	26歳	31歳	36歳	41歳	46歳	51歳	56歳	61歳
	未満	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	以上
全 体				1	6	6	3		1	
うち 運 転 手					1	2				
うち 用 務 員				1	2	1	1		1	
うち 調 理 員					3	2	2			
うち 施設管理員						1				

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

- 行政職給料表(二)の4級までを適用しています。国は5級までとなっています。

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

- 行旅死病人措置手当を全職種該当としています。

ウ 昇給基準

- 毎年4月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給させています。

2 基本的な考え方

- 職員採用については、退職不補充を原則として進めており、新規の採用は行っていません。
- 給与面については、国、県、近隣市町村の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていきます。

3 具体的な取組内容

- 給与については、国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えていません。ただし、国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行います。
- 特殊勤務手当については、平成17年11月の合併時に見直しを行い、医療職に関連する手当と行旅死病人措置手当のみとしたことから見直しは考えていません。

4 その他

- 本町の技能労務職は、小中学校のスクールバス運転手、用務員、給食調理員のほか保育所調理員が主となっています。現在、小学校においては適正配置検討委員会を組織し、現在の7校を2校とすることで答申が出されております。また、公立保育所及び民間保育園を含めた保育施設を考える委員会も組織され、保育所の在り方について検討しています。これらにより、小学校及び保育所の減少が見込まれることから、過剰となる職員については職種変更を検討します。